

Client Alert

15 December 2023

本アラートに関する
お問い合わせ先：



鈴木 康祐
パートナー
03 6271 9698
kosuke.suzuki@bakermckenzie.com



ヨン・オルノルフソン
外国法事務弁護士/パートナー
03 6271 9455
jon.ornloufsson@bakermckenzie.com

水素政府支援制度に係る中間とりまとめ案の公表

水素に係る政府支援制度については、2022年3月から経済産業省にて審議が行われ、2023年1月4日に「中間整理」が公表された¹。その後、同省にて更なる審議が行われ、2023年12月6日に「中間とりまとめ（案）」が公表された²。この中間とりまとめ案では、水素に係る政府支援制度に加えて、低炭素水素等の供給の促進に向けた制度的措置、低炭素水素等の供給・利用の拡大に向けて必要な保安措置、新たな市場創出・利用拡大につながる適切な制度の在り方等が記載されているが、本稿では、水素に係る価格差に着目した支援（以下「**値差支援**」）及び拠点整備支援に係る政府支援制度についてその概要を紹介する。

1. 値差支援制度の概要

1.1 制度趣旨

産業の水素等（水素、その化合物であるアンモニア、合成メタン、合成燃料を含む。以下同じ）への転換と自立的発展に向けて、GX経済移行債を活用しつつ、商用規模第1号期のサプライチェーン（2030年度までに供給開始が見込まれるもの）を組成する。この際、代替技術が少なく転換が困難な、鉄・化学等といった、いわゆる hard-to-abate な産業・用途と、こうしたサプライチェーン組成に資する発電等において、価格差に着目した支援を行うことで、パイロットプロジェクトを立ち上げる。

1.2 支援対象者

他の事業者在先立って自らリスクを取った上で投資を行い、低炭素水素等のパイロットプロジェクトを立ち上げていく供給事業者（低炭素水素等を製造又は輸入し、供給する事業者）を支援する。

1.3 支援条件

値差支援制度の支援を受けるためには、以下の3つの観点からの各条件を充足する必要がある。

(i) エネルギー政策（S+3E）³の観点

S+3E それぞれの観点、すなわち、安全性を大前提として、安定供給（利用）に貢献し、低廉で、脱炭素化に資する取組であり、かつ、経済的に合理的・効率的な手法で脱炭素資源が活用される事業であること。

(ii) GX 実現の観点

¹https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/suiso_seisaku/20230104_report.html

²https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/suiso_seisaku/013.html

³Safety + Energy Security, Environment, Economic Efficiency（安全性及び安定供給、環境性、経済性）

- a. 鉄・化学といった代替技術が少なく転換困難な分野・用途に関し、新たな設備投資や事業革新を伴う形での原燃料転換を主導するものであること。
- b. a.の結果、低炭素水素等の供給及び利用に関する産業の国際競争力の強化に相当程度寄与すると認められるものであること。
- c. 国際的な算定ルールと整合的な考えの下、国内の排出削減に資するとともに、炭素集約度が一定値以下（後述）になると見込まれること。

(iii) 自立したサプライチェーンの構築

- a. 2030 年度までに供給開始が見込まれるプロジェクトであって、それ以降の後続サプライチェーンの構築へとつながる、先行的で自立が見込まれるプロジェクトであること。
- b. 経済的な自立を担保する観点から、15 年間の支援期間終了後、一定期間（10 年間）の供給を継続すること。
- c. 当該支援で得られた知見を適切に還元するため、支援対象事業のノウハウ等を活用して、新産業・新市場開拓のため、国内外で新たな関連事業を実施する等の取組を予定していること。

なお、上記 (ii) c の炭素集約度については、CO₂ 未処理のプロセスと比較して、約 70% の排出削減を実現する水準として、3.4kg-CO₂/kg-H₂ を原則とする。この点、低炭素水素等の基準値については、カーボンプライシングの進展の度合いや、炭素集約度に係る国際議論の動向を見極めつつ、必要に応じて見直す必要があるが、制度の安定性及び予見可能性を担保するため、値差支援及び拠点整備支援に係る支援要件としての遡及適用は行わない。

1.4 選定方式

低炭素水素等の供給事業については、製法・生産国・技術ごとに事業の性質も様々であるため、支援事業の選定については、上記 1.3 の支援条件を充足していることを前提として、単純な価格比較のみならず、(i) 政策的重要性 (ii) 事業完遂の見込みの観点から評価項目を設け、総合評価を行う。

(i) 政策的重要性

政策的重要性については、「エネルギー政策」と「GX 政策」の 2 軸で評価する。具体的には、「エネルギー政策」では S+3E、すなわち安全性、安定供給、環境適合、経済効率性の各観点が重視され、また、「GX 政策」では脱炭素と産業競争力強化・経済成長の両立の観点から評価される。

(ii) 事業完遂の見込み

事業完遂の見込みについては、当初の事業計画の確度が高いことに加えて、事業に伴い生じ得るリスクが官民含む関係者間で適切に分担されているか否かが評価される。

1.5 支援対象

国内製造に関しては、水素等の製造に係るコスト、海外製造・海上輸送の場合は、水素等の製造・海上輸送に係るコスト（海外案件については、国



内への供給分に応じたコスト)を支援対象とする。また、水素等の供給事業者は、単に輸送又は供給のみを行うだけでなく、一定程度サプライチェーン全体を制御・管理できる地位を有する必要がある。

1.6 支援内容

「基準価格」及び「参照価格」をプロジェクトごとに個別に決定し、その価格差の全部又は一部を15年間にわたり支援する。

(i) 基準価格

- a. 基準価格は、国内への供給分に係る単位量当たりの水素等の製造・供給に要するコストと利益を回収できる価格であり、事業者が事前に基準価格の算定式もしくは固定値として提示する。
- b. 基準価格の算定式もしくは固定値は、支援期間中（15年間）原則固定とし、コストオーバーラン等の事業者が制御すべき事象については事業者負担とする。なお、設備投資に対する予備費を一定程度（建設費の10%）計上することが認められるが、事前に想定したリスク要因が実際に顕在化しなかった場合、未使用の予備費分は基準価格の算定から控除する（事業者が概算払いを受けた場合は返還する）。
- c. 海外製造の場合の為替の変動や、原料費等の変動に基づく価格変動の一部については、以下の算定式に基づき、基準価格に反映（自動調整）する。ただし、支援に規律を持たせるため、基準価格全体には事前に上限値を設定する。

算定式： $A1 \times \text{原料価格等} + A2 + B + \text{利益}$

A1（変動費）：単位量当たりの水素等の製造効率等を加味した係数（原料価格等：天然ガス代・電力代等と連動する価格）

A2（固定費）：その他のOPEX（オペレーション、メンテナンス、保険、輸送等における委託費等）

B（固定費）：CAPEX（製造、輸送、キャリア変換及びCCS等に必要な設備費や、EPC費用等（予備費を含む））

利益：資金調達スキームの妥当性と合わせ、プロジェクトごとに設定

- d. 支援期間中、導入可能な革新的技術の実装を行うなど、合理的な理由により基準価格の低減が見込まれる場合には、例外的に価格低減に向けた基準価格の見直しを求める。

(ii) 参照価格

参照価格については、代替される原燃料の日本着の価格として一般的に公表されている参照可能な指標を基本とし、以下a.～c.のうちいずれか高いものを設定する。

- a. 代替される既存原燃料の日本着時点における価格※+環境価値等
- b. 日本着時点（もしくは国内製造地点）における水素等の実販売価格

- c. 過去の取引実績・販売価格等に基づく価格※（既存の水素・アンモニア市場での用途に用いる場合）

※ 供給者・利用者一体の計画に照らし、用途ごとに代替される既存原料との価格の一定の等価性を典型的に考慮して、個別に設定する。

なお、参照価格が基準価格を超え、事業者が超過した利益を得ると考えられる場合は、参照価格と基準価格の差分を国へ返還することを求める。

1.7 他の支援制度との重複

水素等のサプライチェーン構築に際しては、値差支援制度、拠点整備支援のほか、Green Innovation 基金、長期脱炭素電源オークション等の制度が存在している。他の関連制度と対象経費に重複がある場合には、基準価格・参照価格については、供給者への他の制度の対象経費の重複分を基準価格の積算から控除し、利用者への他の制度の対象経費の重複分を参照価格の積算に加算する。

1.8 補助金の返還

事業計画の期間中（供給継続を求める支援後 10 年間を含む）に計画と著しく異なる事業内容が認められた場合や、事業者方針に起因する供給途絶が認められた場合、支援した額を上限として補助金の返還を求める。

2. 拠点整備支援の概要

2.1 制度趣旨

水素等の大規模利用拡大に資する、様々な事業者に広く裨益する共用設備に対して重点的に支援することで、パイロットチェーンを着実に構築しつつ、周辺の潜在的なニーズの発掘・集積を促すといった発展可能性を持った拠点群を官民一体となり整備する。

当初は早期から大規模な利用が見込まれる発電や熱での利用をてこに水素等の利用を進めることで、水素等のパイロットチェーンの構築を進める。その後はパイロットチェーンによって構築されたサプライチェーンのスケールメリットを活かし、水素等の価格を低減させつつ、鉄・化学といった脱炭素化が困難な分野における原料転換の実用化を目指す。これにより、大規模な水素等の利用ニーズを創出する。

2.2 支援対象

周辺の潜在的ニーズの発掘・集積を促す発展可能性を持った拠点群を、今後 10 年間で、大都市圏を中心に大規模拠点 3 か所程度、地域に分散した中規模拠点 5 か所程度を目安として整備する。そのために、①事業性調査（FS）、②詳細設計（FEED）、③インフラ整備の 3 段階に分けて支援する。

(i) 事業性調査（FS）

第 1 段階の事業性調査のフェーズでは、拠点を目指すプロジェクトが、拠点整備支援の中核となる条件等（後述）を見据えながら、経済的に自立可能な拠点の実現可否等を判断するために必要な情報を整理・分析することを重点的に支援する。

(ii) 詳細設計（FEED）



第2段階の詳細設計及び第3段階のインフラ整備のフェーズにおいては、拠点整備支援の中核となる条件等（後述）を充足するプロジェクトの中で、総合評価により支援対象を限定し、支援する。

(iii) インフラ整備

「低炭素水素等を、荷揚げする受入基地から利用者が実際に利用する地点まで輸送するに当たって必要な設備であって、民間事業者が複数の利用事業者と共同して使用するもの（共用パイプライン、共用タンク等）」に係る整備費の一部を支援する。

なお、水素等の利用・転換設備（共同火力や自家発電設備等）、不特定多数の利用者への供給設備及びCO₂処理設備・輸送パイプラインについては、拠点整備支援の対象外とする。

2.3 支援条件

拠点整備支援（詳細設計及びインフラ整備支援）を受けるための中核的な条件は、拠点に集積する個別企業の優位性、拠点全体で見た優位性、中長期的な発展可能性及び実現可能性の観点から個別に設定されている。なお、この条件には、低炭素水素等の最低利用量年間1万トン（水素換算）を達成すること、財産取得後一定期間（10年間）の供給を継続すること、2030年までに供給を開始し、安定供給を実施することが含まれている。

2.4 選定方式

上記2.3の拠点整備支援における中核となる条件を充足していることを前提とした上で、政策的重要性や事業完遂見込みの観点から評価項目を設け総合評価を行う。

2.5 他の支援制度との重複

拠点整備支援の最終支援額は、他の関連制度と対象経費に重複がある場合、他の制度の対象経費の重複分を補助金額の積算から控除する。

2.6 補助金の返還

事業計画の期間中（供給継続を求める財産取得後10年間を含む）に計画と著しく異なる事業内容が認められた場合や、事業者方針に起因する供給途絶が認められた場合、支援した設備の残存簿価相当額に補助率を乗じた額を上限として補助金の返還を求める。

3. 今後の見通し

値差支援制度及び拠点整備支援制度については、2024年夏頃を目途に公募を開始し、順次、2024年内での案件の採択開始を目指す。